

特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、宇都宮市の市民活動活性化に関する事業、および行政、営利団体、市民活動団体がそれぞれの特性を活かして協働するための事業を行い、「市民の手による、市民のためのまちづくりの実現」に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村及び中山間地域の振興
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動
- (13) 情報化社会の発展を図る活動
- (14) 科学技術の振興を図る活動
- (15) 経済活動の活性化を図る活動
- (16) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (17) 消費者の保護を図る活動
- (18) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民活動に関する情報・資料の収集および提供
- ② 市民活動に関する相談
- ③ 市民活動団体間および企業または行政との交流連携の促進および支援
- ④ 市民活動に関する調査研究および政策提言
- ⑤ コミュニティ活性化事業の支援
- ⑥ 市民活動に関する人材育成
- ⑦ 宇都宮市まちづくりセンターの管理運営

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、入会申込書を提出した者(以下「申込者」という。)が第3条の目的に賛同する者で、第4条及び第5条の活動および事業に協力できる者であると認められるときは、理事長が入会を承諾し、その旨を申込者に通知するものとする。
- 4 この法人の賛助会員になろうとするものは、この法人の目的を理解し、会費を納入することによって会員になることができる。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員でこの法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (2) 会員である団体が解散し、または破産したとき。
 - (3) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第11条 すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上12人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることにはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、常務を処理し、理事長、副理事長を補佐し、理事長、副理事長に事故あるとき又は理事長、副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めならびに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは

この定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数が欠ける場合には後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えたうえで、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同様。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同

数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要と議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 事務局の組織および運営

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があった

とき。

(3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第35条 理事会の議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が記名押印し、これを保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益

(5) 財産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行なわなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画および活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行なう。

第10章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3 職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

第11章 雑則

(実施細則)

第55条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 陣内雄次

副理事長 佐藤賢二

常務理事 藤牧宗徳

理事 安藤正知

同 井原昌代

同 梅林 孟

同 久野高志

同 鶴見恵津子

同 船津 祥

同 宮田富美井

監事 田中義博

監事 谷津嘉子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成18年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|--------|----|----------|
| 1 正会員 | 個人 | 2,000円 |
| | 団体 | 5,000円 |
| 2 賛助会員 | 個人 | 1,000円/口 |
| | 団体 | 5,000円/口 |

附則

この定款は、総会の議決のあった2006（平成18）年5月17日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証のあった2006（平成18）年8月3日から施行する。

附則

この定款は、総会の議決のあった2009（平成21）年5月20日から施行する。

附則

この定款は、総会の議決のあった2012（平成24）年5月28日から施行する。

附則

この定款は、総会の議決のあった2013（平成25）年5月24日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証のあった2013（平成25）年8月8日から施行する。

附則

この定款は、総会の議決のあった2017（平成29）年5月22日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証のあった2018（平成30）年7月17日から施行する。

附則

この定款は、総会の議決のあった2020（令和2）年11月21日から施行する。

附則

この定款は、所轄庁の認証のあった2024（令和6）年6月27日から施行する。

上記は定款に相違ありません。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人宇都宮まちづくり市民工房
代表者 安藤 正知

定款変更履歴

- 1) 定款変更届出書 平成 18 年 5 月 30 日 (栃木県知事) 提出
変更の理由: 町名修正
変更の内容: 「峰町 3 丁目 6 番 38 号」⇒「峰 3 丁目 6 番 38 号」

- 2) 定款変更認証申請書 平成 18 年 5 月 30 日 (栃木県知事) 提出
変更の理由: 追加
変更の内容:
 - ① 第 13 条 4 なし⇒「役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。
 - ② 第 15 条 4 なし⇒「前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3) 定款変更届出書 平成 21 年 5 月 20 日 (宇都宮市長) 提出
変更の理由: 事務所移転のため
変更の内容: 「峰 3 丁目 6 番 38 号」⇒「第 2 条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市平松町 561 番地に置く」

- 4) 定款変更認証申請書 平成 24 (2012) 年 5 月 31 日 (宇都宮市長) 提出
定款変更認証 平成 24 (2012) 年 8 月 28 日 宇都宮市指令まち第 120 号
変更の理由: NPO 法の改正に伴い、条文を変える必要性が生じたため
変更の内容: 第 4 条 (4) 追加、第 5 条宇都宮市まちづくりセンターの管理運営
第 25 条第 2 項定足数削除、第 27 条追加 以後条数繰り下げ
第 36 条表決権 以後条数繰り下げ

- 5) 定款変更届出書 平成 24 (2012) 年 5 月 31 日 (宇都宮市長) 提出
変更の理由: NPO 法の改正に伴い、条文を変える必要性が生じたため
変更の内容: 第 42 条 収支予算⇒活動予算、第 45 条 収支計算書⇒活動計算書

- 6) 定款変更届出書 平成 25 年 5 月 27 日 (宇都宮市長) 提出
変更の理由: 法人の活動範囲・規模が広がってきたことに伴い、法人運営を円滑にするため、役員を増員する必要性が生じたため。
変更の内容: 第 12 条第 1 号 ⇒ (1) 理事 7 人以上 12 人以下
(2) 監事 2 人以内

- 7) 定款変更認証申請 平成 25 年 5 月 30 日 (宇都宮市長) 提出
定款変更認証 平成 25 年 8 月 8 日
変更の理由: 平成 24 年 4 月 1 日の改正特定非営利活動促進法施行に伴う変更等
変更の内容: 定款変更認証申請書 (別紙)
- 8) 定款変更届出 平成 29 年 6 月 6 日 (宇都宮市長) 提出
変更の理由: 平成 28 年 6 月の特定非営利活動促進法改正に伴う変更
変更の内容: 定款変更届出書 (別紙)「公告の方法の変更」
- 9) 定款変更認証 平成 30 (2018) 年 6 月 13 日 (宇都宮市長) 提出
変更の理由: 理事選任に関わる理事会の日程調整および理事会の運営を円滑に行うため
変更の内容: 定款変更認証申請書 (別紙)
- 1 0) 定款変更届出 令和 2 年 11 月 21 日 (宇都宮市長) 提出
変更の理由: 現事務所の契約が 11 月末で切れるため
変更の内容: 所在地の変更
- 1 1) 定款変更認証 令和 6 年 6 月 2 7 日 (宇都宮市長) 認証
変更の理由: 総会の運営を円滑にするため
変更の内容: 定款変更届け出書 (別紙)「総会の権能」
役員報酬を総会の権能からはずす。